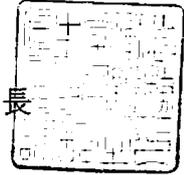


ワ薬第 126 / 号
平成 17.12.6 受
京 都 府

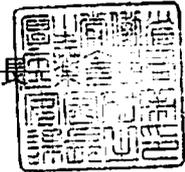
医政総発第 1124001 号
薬食安発第 1124003 号
平成 17 年 11 月 24 日

各 都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



輸液ポンプの承認基準の制定等に伴う医療機関等の対応について

輸液セット及び輸血セット（以下「輸液セット等」という。）並びに輸液ポンプの 1 mL あたりの滴数の規格については、平成 17 年 3 月 25 日付け厚生労働省告示第 112 号及び平成 17 年 11 月 24 日付け薬食発第 1124002 号医薬食品局長通知により、いずれも 1 mL あたりの滴数の規格が 20 滴及び 60 滴の 2 規格のみとされたところである（経過措置期間は平成 21 年 3 月 31 日まで）。

これに伴い、平成 21 年 4 月 1 日以降は、1 mL あたりの滴数の規格が 15 滴及び 19 滴の輸液セット等は製造販売されず、同規格の輸液ポンプは適正に使用することができなくなる。

については、医療安全の確保を図る観点から、1 mL あたりの滴数が 15 滴及び 19 滴の流量設定のある滴下制御方式（輸液セット等の滴数から流量を制御するもの）の輸液ポンプを使用している医療機関等にあつては、輸液ポンプの流量設定の変更等について、当該輸液ポンプの製造販売業者に相談されるよう、貴管下の医療機関等に周知方願います。